

第61回技能五輪全国大会・第43回全国アビリンピック

参加選手強化訓練助成事業実施要領

1 目的

この要領は、愛知県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が、第61回技能五輪全国大会・第43回全国アビリンピック（以下「全国大会」という。）の愛知県選手団に選手を派遣することが決定した愛知県内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する企業）、学校等（学校教育法及び職業能力開発促進法に基づき設置された施設）、職業訓練法人、競技職種の関係団体又は社会福祉法人等（以下「助成事業者」という。）が行う、全国大会に向けた選手の強化訓練の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、全国大会愛知県選手の成績向上と、ものづくり愛知を支える技能者の育成を図ることに必要な事項を定める。

2 対象事業

助成の対象訓練は、助成事業者が全国大会参加決定後に、その所属する選手（労働者又は生徒等）に実施する強化訓練とする。

3 対象経費及び限度額

- (1) 助成対象経費は別表1に定めるものとする。なお、当年度に協会以外の者から、同一訓練日における同一訓練の経費について別に助成を受けている場合は、対象外とする。
- (2) 選手1名当たりの助成限度額は、1年度を通じて70,000円とする。ただし、選手1名当たりの助成対象経費の額が70,000円を下回る場合は、その額を上限とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、協会の会長（以下「協会会長」という。）は、予算の範囲内で助成限度額を定めることができるものとする。

4 助成の申請

助成事業者で助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、選手強化訓練助成申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、強化訓練開始前に、選手の所属する組織の長から協会会長あてに提出しなければならない。

5 助成の決定

- (1) 協会会長は、必要に応じて現地調査等を行い、申請内容が適当であると認めたときは、選手強化訓練助成決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 協会会長は、助成決定に条件を附した場合は、その条件を決定通知書に記載し申請者に通知する。

6 強化訓練の中止等

強化訓練を中止又は廃止しようとする場合は、選手強化訓練中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を、速やかに協会長に提出して承認を受けなければならない。

7 額の変更等

- (1) 決定後に助成額を変更する場合は、選手強化訓練変更助成申請書（様式第4号）を協会長に提出しなければならない。ただし、増額は認めない。
- (2) 協会長は、前項の規定により変更の決定をしたときは、選手強化訓練助成決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

8 実施報告書等

- (1) 申請者は、強化訓練が終了したときは、強化訓練終了後速やかに、選手強化訓練実施報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、協会長に提出しなければならない。
- (2) 申請者が、強化訓練を行うための資金調達が困難な場合は、経費に係る請求書の写し（明細の確認できるもの）を、支払いを証明できる書類に替えることができるものとする。

9 額の確定

協会長は、必要に応じて現地調査等を行い、報告内容が適当であると認めたときは、金額を確定し、選手強化訓練助成金額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

10 助成金の支払い

- (1) 申請者は、助成金の支払を受けようとするときは、選手強化訓練助成金請求書（様式第7号）を協会長に提出するものとする。
- (2) 8 (2) の取扱いにより、助成金を資金として強化訓練の経費を支払う申請者は、助成金の受領後に速やかに経費の支払いを行い、選手強化訓練経費支払完了報告書（様式第8号）を協会長に提出しなければならない。

11 確定の取り消し

- (1) 協会長は、申請者が助成金を他の用途に使用し又は助成決定の内容、条件、その他この要領に定める事項に違反した場合は、助成金額の確定後においても金額の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 協会長は、確定の取り消しをしたときは、速やかに申請者に通知しなければならない。

12 助成金の返還

申請者は、助成金額確定の取り消しを受けたときは、速やかに助成金を返還しなければならない。

13 助成金の経理

申請者は、助成に係る関係書類を助成年度終了後5年間保存しなければならない。

1 4 損害賠償

この事業の実施により申請者に損害が生じても、協会は一切その責を負わないものとする。

1 5 個人情報の取扱い

この事業の実施により協会が得た個人情報は、協会個人情報保護規程の定めるところにより取扱う。

1 6 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から適用する。

別表1

| | |
|--------|---|
| 助成対象経費 | <p>(1) 訓練指導を行う外部講師に対する謝金 (2) 外部講師の旅費 (3) 訓練用材料、消耗品等の購入費 (4) 会場借料費、訓練用機器・工具等借料費 (5) 外部講習会等への参加費（受講料及び講習会開催地への旅費） (6) その他訓練の実施に必要であると協会長が認めた経費</p> <p>※外部講師とは選手が所属する組織外から招聘する講師を指す。 ※パソコン及びその他周辺機器等備品類の購入費は対象とならない。</p> |
|--------|---|